

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成27年7月1日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成27年7月1日(水曜日)

午前10時6分開議
午前11時45分休憩
午前11時52分開議
午後0時22分閉会

本日の会議に付した事件

平成27年度主要事業等説明

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算(第2号)

議案第14号 熊本県国立研究開発法人森林
総合研究所事業特別徴収金徴収条例の
一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成26年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告について
のうち

報告第11号 地産地消の推進に関する施策
の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

出席委員(8人)

委員長 浦田 祐三子
副委員長 山口 裕
委員 山本 秀久
委員 前川 收
委員 吉永 和世
委員 磯田 毅
委員 岩本 浩治
委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 濱田 義之

政策審議監 田中 純二
経営局長 田中 信行
生産局長 園田 誠
農村振興局長 小柳 倫太郎
森林局長 江上 憲二
水産局長 平岡 政宏
農林水産政策課長 白石 伸一
政策監 西山 英樹
首席審議員兼団体支援課長 山口 洋一
農地・農業振興課長 川口 卓也
農地・農業振興課政策監 鳥井 修
担い手・企業参入支援課長 吉野 昇治
流通企画課長 荒木 亮
むらづくり課長 村山 直康
農業技術課長 下舞 睦哉
農産課長 酒瀬川 雅士
園芸課長 潮崎 昭二
畜産課長 中村 秀朗
農村計画課審議員 久保田 修
農地整備課長 西森 英敏
技術管理課長 原 俊彦
森林整備課長 赤羽 元
林業振興課長 宮田 修
森林保全課長 三原 義之
水産振興課長 木村 武志
漁港漁場整備課長 長井 英治
農業研究センター所長 松尾 栄喜

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小夏 香
政務調査課主幹 松野 勇

午前10時6分開議

○浦田祐三子委員長 ただいまから、第2回
農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を

申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長に選任いただきました浦田祐三子でございます。

今後1年間、山口副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしく願いいたします。そしてまた、執行部の皆様方におかれましても、御協力を賜りますように、どうぞよろしく願いいたします。

1年間、大変お世話になります、よろしく願い申し上げます。

続いて、山口副委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○山口裕副委員長 おはようございます。副委員長に指名いただきました山口と申します。

浦田委員長を補佐し、委員会の運営に資してまいりたいというふうに思っております。

執行部の皆様、そして委員の皆様、どうぞよろしく願います。

○浦田祐三子委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありまして、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いします。また、審議員及び課長補佐につきましては、お手元にお配りをいたしております説明資料中の職員紹介用名簿により紹介にかえたいと思っております。

それでは、濱田農林水産部長から順にお願いいたします。

（農林水産部長、政策審議監～漁港漁場整備課長の順に自己紹介）

○浦田祐三子委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願い申し

上げます。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

質疑につきましては、執行部の説明終了後に一括して受けたいと思います。また、執行部の説明は、着席のまま、限りなく簡潔に行ってください。

まず、農林水産部長から、主要事業及び議案を含めた総括説明を、続いて各担当課長から、資料に従い、順次主要事業の説明をお願いいたします。

○濱田農林水産部長 改めまして、おはようございます。

浦田委員長、そして山口副委員長を初め、委員の皆様方には、この1年間、よろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

まず、6月10日から11日にかけての豪雨でございますが、宇城・天草地域を中心に、農地の冠水、林道ののり面崩壊、山腹崩壊などが発生いたしました。今後、速やかな復旧に努めますとともに、昨晚からも相当な雨が降っております。引き続き、豪雨災害に対する警戒を怠らず、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

また、阿蘇火山の降灰につきましては、これまで緊急対策を講じてまいりましたが、市町村等との協議を踏まえ、今回、防災営農施設整備計画、これを国に提出をいたしました。今後、桜島の降灰対策も含めまして、国や関係市町村等と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、まず農林水産部の平成27年度の予算及び主な取り組みを御説明させていただきます。

27年度の当初予算、一般会計で616億円余でございます。特別会計19億円余、総額で635億円余となっております。

本県農林水産業の持つ可能性を最大に発揮

させまして、稼げる農林水産業を実現するための施策を推進いたしますとともに、農業、農村の多面的機能を維持、発展させるため、地域施策に取り組むなど、農林水産業を基軸とした地方創生を進めてまいりたいと思っております。

まず第1に、農業関係でございますが、担い手への農地集積を進めるとともに、100ヘクタールを超える大規模法人の設立あるいは基盤整備と一体となった面的集積を推進いたしまして、生産コストのさらなる削減に努めてまいります。

また、多様な担い手の確保、育成とあわせまして、水田を最大限に活用いたします飼料用米の作付拡大でありますとか、ICTの利用によります次世代型の施設園芸あるいは露地野菜の大規模機械化の推進、そして、中心経営体への支援によります足腰の強い高収益型の畜産、酪農の推進、これに取り組むたいと考えております。

さらに、中山間地域では、農業、農村が持つ多面的機能の発揮、そして農業集落の所得向上に向けまして、日本型直接支払制度を積極的に活用しながら、特に条件不利地域においては小規模基盤整備の推進、そして、地域の新たな担い手・仕事づくりとして、JAによります農業への直接参入等を支援してまいります。

加えて、4月に施行されました地下水と土を育む農業推進条例に基づきまして、土づくりを基本とした化学肥料と農薬の低減、そして良質な堆肥の生産、さらには広域流通の促進に取り組んでまいります。

第2点の林業関係でございます。

全国で初めて所有権移転のあっせんを含めた担い手への森林経営の集約化に取り組みます森林版の中間管理機構構想、あるいは主伐から植栽まで一貫作業による低コストでの再造林を促進いたします私有林主伐・植栽一貫作業システム、これを推進いたしてまいりま

す。

また、木材価格の安定、それから量の確保など、安定した供給体制を構築するために、仕分けとストック機能をあわせ持ちます中間土場の整備により、新たな流通システムを構築します。また、木造設計を担う設計士等への建築技術の普及や商業施設の内装木質化等への取り組みによりまして、公共建築物等の木質化、木造化をより一層推進をしてまいります。

さらに、水とみどりの森づくり税を活用いたしまして、針広混交林化あるいは山村を支える自伐林家の担い手あるいは地域リーダーの育成、こういったものを進めてまいりますし、森と親しむ活動への支援強化にも取り組んでまいります。

3点目の水産業でございます。

本年3月に策定いたしました3海域における将来ビジョンに基づきまして、各地域で策定する浜の活力再生プランに掲げられました資源管理の強化と漁場生産力の向上、そしてノリや魚類養殖業の経営安定に向けた取り組み、さらには、水産の加工、流通、ブランド化等を積極的に推進してまいります。

また、有明海再生に向けましては、4県協調の取り組みが始まります。より効果的な対策につなげるため、アサリ等の資源回復のための調査あるいは漁場環境改善のための漁場耕うんなどに取り組んでまいります。

このほか、共通であります。農業、林業、水産業、それぞれの各研究機関、そして、5月にグランドオープンしましたフードバレーアグリビジネスセンターによる技術革新はもとより、輸出では、輸出先や輸出品目拡大へのチャレンジをしてまいりますし、地域資源を最大限活用します6次産業化の推進あるいは阿蘇農業遺産、畳文化を世界に発信するミラノ国際博覧会への出展などに取り組んでまいります。

以上が平成27年度の主な取り組みでございます。

ます。

最後に、今回提案いたしております議案の概要を御説明いたします。

今回提案しておりますのは、一般会計補正予算、それから条例等案件1件、そして報告案件2件でございます。

補正予算についてでございますが、総額8億円余の増額補正をお願いしております。

主な内容は、阿蘇火山降灰地域における土壌改良、灰の除去に要する経費、それから香港に新たに事務所を設置する経費、そして畜産クラスター事業等々の経費でございます。

次に、条例等議案は、熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例——非常に長うございますが、を提案いたしております。

報告事項では、一般会計に係る明許繰越の報告、そして地産地消の推進に関する施策を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。詳細については、後ほど担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

配付いたしております説明資料は2冊ございまして、まず初めに、主要事業及び新規事業と題しております資料から説明させていただきます。よろしいでしょうか。

資料の1ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図でございます。

本庁は、5局18課の体制となっております。

2ページをお願いいたします。

2ページは、各課の担当事務の概略を示しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算の総括表でございま

す。

本年度予算額、A欄のところの一番下の欄で、農林水産部関係の予算は総額で635億円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

平成27年度予算の主要な施策でございます。

1のところは、平成27年度の施策の方向性ということで、今部長の御挨拶にもありましたとおり、稼げる農林水産業の実現を目指し、これまでの取り組みのさらなる加速化を図って、農林水産業を基軸とした地方創生を進めていくということで、方向性を記載しております。

以下、それぞれの施策ごとの事業を記載しております。このページから9ページまでございますが、個別の説明は省略させていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。

平成27年度主要事業及び新規事業でございます。

10ページ、フードバレーアグリビジネスセンター推進事業でございます。

目的のところでございますが、本年度開設しましたフードバレーアグリビジネスセンターの機能を活用し、県南地域の6次産業化や担い手の育成など、企業や農業者のニーズに即したサポートに取り組んでまいります。

次、11ページでございます。

水とみどりの森づくり事業でございます。

この事業は、平成17年度に創設された水とみどりの森づくり税を財源として行っている施策でございます。

本年度から新たに第3期がスタートし、これまでの取り組みや検証結果を踏まえまして、水源涵養機能などを発揮するための森づくり、それから、森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成、森林や木材を生かした地域・景観づくりの3つの柱により、森林の有する多面的機能の維持、増進

に取り組んでまいります。

次の12ページに、3つの柱ごとに事業体系を示しております。

次、13ページをお願いいたします。

これ以降は、農林水産政策課が所管しております各研究機関の予算でございます。

13ページにつきましては、農業研究センターの試験研究費でございます。

農業技術開発の拠点としまして、稼げる農業の実現に向けて、県オリジナルの品種の育成、品質や収量を高める技術開発への取り組み、さらには、安全な農産物の生産技術高度化事業などに取り組むものでございます。

次、14ページをお願いいたします。

林業研究指導所の研究費でございます。

多様な森林の造成、優良苗木の開発・品種管理に関する研究に加えまして、県産材の需要拡大に向けた木材の加工利用、特用林産物の生産向上に関する技術開発に取り組むものでございます。

次、15ページをお願いいたします。

水産研究センターの試験研究費でございます。

クマモト・オイスターの優良系統選抜育種試験に取り組むとともに、有明海、八代海の海域環境調査、赤潮被害低減に向けた研究などに取り組むものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。資料16ページをお願いいたします。

農林水産業制度資金でございます。

農林水産業者の方々の設備の近代化や経営改善を図るために必要な資金を長期かつ低利で融資するもので、次の17ページにかけまして、資金の一覧を記載してございます。

18ページをお願いいたします。

養殖業等セーフティネット支援事業で、新規事業でございます。

事業内容といたしましては、漁業共済制度を活用いたしまして、漁業者の収入安定を図るもので、資源管理・漁業経営安定対策事業に取り組む漁業者の方に対しまして、共済掛金の一部を市町村と連携して補助するものでございます。

19ページをお願いいたします。

資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業で、継続事業でございますけれども、今年度は、浜の活力再生プランに基づく事業も融資対象とするなど、事業内容の一部を拡充いたしました。貸付利率は、県が利子補給を行うことによりまして、無利子としております。

次の20ページをお願いいたします。

漁協組織強化支援事業で、新規事業でございます。

県内には、37の沿海漁協、海の漁協がございまして、天草漁協を除きますと、大半が職員数数名の小規模な漁協でありますことから、これらの漁協が取り組みます事業改善や合併、事業統合など、経営基盤や組織強化を図るために必要な費用の一部を補助するものでございます。

団体支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○川口農地・農業振興課長 21ページをお願いいたします。

農地集積加速化事業についてですが、本事業は、県が指定する重点地区において、地域の話し合い活動を通じて担い手に農地を集積する事業でございます。

2の事業欄をごらんください。

(1)が、重点地区におきまして、話し合い活動を支援する農地集積専門員の活動費でございます。(2)の農地集積等交付金事業は地域の話し合い活動に係る経費、それと、集積

の実績に応じて集落に交付金を交付する事業です。また、最後の(5)でございますけれども、担い手育成面的集積支援事業は、JAが行う農地集積の体制整備について助成をするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

農地中間管理機構事業は、担い手への農地集積により、コスト削減を強力に推進するため、農地中間管理機構となりました県農業公社の体制整備と活動を支援するための事業でございます。

事業の内容は、2の(1)のとおり、農地中間管理機構が借り入れた農地の賃料、②が借り受け者が見つかるまでの間の農地の管理費、③が機構職員の人件費及び市町村、JAに対する業務委託費となっております。

最後に、23ページをお願いいたします。

農業委員会等振興助成費ですが、これは各市町村農業委員会及び県農業会議の組織運営及び活動事務費等の経費に関して助成するものです。

2の事業内容の(1)は市町村農業委員会への助成で、主に①が農業委員に対する人件費の助成、(2)が県農業会議に対する助成です。県農業会議の職員の人件費及び各市町村の農業委員会の研修活動、それと、毎月開催されます農地転用審査のための諮問会議の開催等に係る経費の助成でございます。

農地・農業振興課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

24ページをお願いします。

担い手育成緊急支援事業でございます。

本事業は、認定農業者や地域営農組織を中心とする担い手を確保し、経営を支援していくもので、県や関係団体等で組織しております担い手育成総合支援協議会等が行う認定農

業者の経営改善や、法人化の推進に係る活動などに対する助成でございます。

25ページをお願いいたします。

地域営農組織ステップアップ推進事業でございます。

本事業は、地域営農組織の法人化を推進するもので、法人経営計画の作成講座や地域リーダーの育成講座、専門家やアドバイザーの派遣等を行うものであります。

26ページをお願いします。

青年就農給付金事業でございます。

本事業は、新規就農に際しまして、就農前の研修期間や就農直後の所得を確保し、就農意欲の喚起と定着を図るものでございまして、最長7年間、年間に最大で150万円の給付金を支給するものでございます。

その下でございます。

がんばる農業人集結育成事業でございます。

本事業は、新規就農者への就農相談から定着に至るまでの切れ目のないサポート体制の構築や積極的な情報発信を行いまして、担い手の育成、確保を図るもので、就農相談会の開催や県立農大における社会人向けの就農支援研修等を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

経営体育成支援事業でございます。

本事業は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体を育成するものでございまして、農業経営の改善に必要な農業用機械等の整備に対する助成でございます。

28ページをお願いいたします。

くまもと農業経営塾でございます。

本事業は、将来の本県農業を担うリーダーを育成するものでございまして、意欲ある若手経営者等を対象にしまして、マーケティング戦略等のゼミ講座を10回程度開催するとともに、県南地域で短期集中講座を実施してまいります。

29ページをお願いいたします。

くまもと農業アカデミーでございます。

本事業は、農業大学等のさまざまな関連機関が連携いたしまして、農業技術に関する講座を開催し、能力向上を支援するものでございます。また、あわせて県南校での講座の開講やオンライン講座の新設も行ってまいります。

30ページをお願いいたします。

農業参入企業支援強化事業でございます。

本事業は、農業参入に意欲を持ちます企業に対しまして、総合的な支援を行うものでございまして、相談窓口の設置や情報発信、農業参入時の初期投資等への助成でございます。

次に、31ページをお願いします。

中山間地域担い手確保支援事業でございます。

本事業は、中山間地域等における担い手の確保を図るものでございまして、JAやJA出資型法人、また地域営農組織等が経営や作業受託の拡大をいたすときに、新たな雇用を行う場合、これを助成するものでございます。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。

○荒木流通企画課長 流通企画課でございます。

32ページをお願いいたします。

くまもとの6次産業化総合対策事業でございます。

この事業は、生産者により高い利益をもたらす6次産業化を進めるための事業です。国のネットワーク交付金や単県のハード事業での加工施設の整備のほか、東京農業大学名誉教授の小泉武夫先生の指導による地域の加工品の磨き上げや販路の開拓支援を行ってまいります。

続きまして、33ページをお願いいたします。

くまもとの宝トップセールス事業でございます。

知事が、生産者の応援団として、国内や海外において、熊本のフェアや商談会に出席し、セールスプロモーションをする事業でございます。

ページめくりまして、34ページをお開きください。

地産地消推進事業でございます。

地産地消県民条例の理念に沿いまして、機運の醸成や県産品の利活用を促進するものでございます。

本年度は、これまでに継続してきた普及啓発活動のほかに、(2)にありますように、業務用への食材の活用促進、あるいは下段の別枠に示しております、参考で載せておりますけれども、クーポン券の発行により、グリーン農業や地産地消を進める試みもあわせて行ってまいります。

次に、35ページをお願いいたします。

県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業でございます。

輸出にチャレンジする生産者を掘り起こし、オール熊本の体制で支援をしようというものでございます。

くまもとうまかもん輸出支援協議会と連携しまして、輸出アドバイザーの派遣、地域において輸出を支援する人材を育成するためのマイスター養成講座の開講あるいは商談会等の機会の提供などを支援していくものでございます。

ページをお開き願ひまして、36ページでございます。

くまもと赤のブランド推進事業でございます。

トマトやイチゴ、あか牛など、本県に多数存在しております赤をイメージさせる農林水産物を、くまもとの赤ブランドとして全国に発信をしております。

次に、37ページをお願いいたします。

地域資源を活用した新産業パイオニア事業でございます。

中山間地域などで小規模に生産されているものの中から、高い付加価値をつけることが期待できる地域資源を発掘し、同じく地域資源であります廃校などを活用しまして、低コストで製造、販売までつなげていくビジネスモデルを検討していこうというものでございます。

またページをお開きいただきたいと思えます。38ページをお願いいたします。

アジアマーケット販路拡大加速化事業でございます。

これまでの主要な輸出先であります香港やシンガポールのほかにも、これからの有望市場でございますASEAN地域での輸出拡大を図るため、ニーズの調査や物流の試験などを実施する事業でございます。

最後に、39ページでございます。

小ロット県産食材販路開拓支援事業でございます。

ロットが小さくても光る地域の農産物などを、消費地のこだわりを求める実需者とマッチングさせる取り組みでございます。ことしは、県内の直売所を拠点にしたルート開発実証などに組み込んでまいりたいと思えます。

流通企画課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○村山むらづくり課長 40ページをごらんください。

世界農業遺産推進事業です。

世界農業遺産に認定された阿蘇地域の農産物の付加価値の向上や観光客の増加等に向けた地域の取り組みを推進し、国内外への情報発信を図るものです。

具体的には、阿蘇地域世界農業遺産推進協会による地域の取り組み支援、首都圏等での情報発信、ミラノ国際博覧会への出展等でございます。

参考をごらんください。

阿蘇地域世界農業遺産関連の商品券等発行事業です。

これは、26年度補正予算を活用し、阿蘇農産物のブランド力向上、認知度向上とあわせて、降灰被害への応援の意味も込めた取り組みです。本年7月下旬、発売予定でございます。

41ページをごらんください。

中山間地域等直接支払事業です。

中山間地域等における多面的機能を確保するものでございます。具体的には、中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接交付金を交付するものでございます。

なお、本年度からは、超急傾斜農地保全管理加算が新設されてございます。

42ページをごらんください。

多面的機能支払事業です。

多面的機能を支える地域資源の質的向上を図る共同活動等を支援するものでございます。国からの内示額が約1.5億円不足している状況でございます。国に対しては、引き続き要望してまいる所存でございます。

43ページをごらんください。

くまもと里モンプロジェクト推進事業でございます。

本事業は、美しい景観、文化・コミュニティーの維持、内発的産業の創造といった3つの観点から、幅広い地域活動の芽吹きを支援するものです。

本年度は、活動団体支援として、平均45万円の、約200団体の地域活動の立ち上げ支援、地域活動の情報発信、景観形成のイエロープロジェクトを予定してございます。

44ページをごらんください。

県営中山間地域総合整備事業です。

中山間地域の圃場整備等と中山間地域農地集積促進事業でございます。農地集積のほう

は新規事業でございまして、担い手、農地中間管理機構への農用地貸し出し等を条件に、基盤整備に係る農家負担を軽減する促進費を交付するものでございます。

今年度の実施地区は、右側に掲載のとおりでございます。

最後に、45ページをごらんください。

まず、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業です。

鳥獣被害対策として、国交付金等を活用しまして、鳥獣被害対策の担い手育成、わな等のソフト対策、侵入防止柵等のハード整備等を実施するものです。

次に、ジビエ活用緊急促進事業です。

捕獲した鹿及びイノシシの肉を有効活用し、熊本の特産品として消費拡大を図るものです。

以上でございます。

○下舞農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料46ページをお願いいたします。

協同農業普及事業でございますが、農業改良助長法に基づき、直接農業者に接し技術指導等を進めるもので、普及職員の現場活動や普及職員に協力する普及指導協力員の活動促進などを行うものでございます。

次に、資料47ページをお願いいたします。

地下水と土を育む農業総合推進事業でございますが、本年4月に、地下水と土を育む農業推進条例が施行されました。本条例に基づき、4月には、農業者、消費者団体、農産物販売業者などの関係者による県民会議を開催しました。また、推進計画を策定し、関連の施策の総合的、計画的な推進を図っているところでございます。

本事業は、このうち県民の方々の理解促進や農産物の消費拡大の促進、化学肥料を減らすための土壌分析や化学肥料、農薬削減技術の導入に対する支援、エコファーマーの認定

などによるグリーン農業の推進、県内大学などと連携した調査研究などを進めるものでございます。

農業技術課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○酒瀬川農産課長 48ページをお願いいたします。農産課でございます。

生産総合事業でございます。

国の交付金を活用し、農協や営農組織が、カントリーエレベーター、選果場、低コスト耐候性ハウスなどの農業用施設を整備する際に助成を行う事業でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業でございます。

米などの低コスト生産を進めるため、事業内容の(1)でございますけれども、100ヘクタールを超える広域パイロット農場の育成、それから生産組織の規模拡大に必要な機械等の整備に支援を行う事業でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

新規事業でございます。中山間地域等JA参入営農モデル事業でございます。

担い手がないなど、条件の悪い中山間地域におきまして、地域に適した新たな営農モデルを構築するため、みずからが農業経営に取り組むJAを支援する事業でございます。ことしは、ソフト事業が3カ所、ハード事業1カ所で事業に取り組んでおります。

なお、しっかりとJAをサポートしていくために、団体支援課、園芸課と一体となって事業を進めております。

次に、51ページでございます。

こちらも新規事業でございます。飼料用米等生産拡大加速化事業でございます。これは飼料用米等の生産拡大を強力に進めるための事業でございます。生産者への生産技術の指導強化、それから流通経費への助成を行っていく事業でございます。

次に、52ページをお願いいたします。

県産米粉パン地産地消促進事業でございます。

地産地消の推進、それから米粉用米の生産拡大を目的といたしております。本事業は、小中学校の学校給食におきまして、米粉パンの普及、定着を図るために、小麦粉パンとの価格差の助成を行う事業でございます。

次に、53ページでございます。

くまもと米トップグレード総合推進事業でございます。

この事業は、これからの産地間競争を勝ち抜いていくために、食味のよいトップグレード米の産地育成、それからアジア地域への米の輸出を支援していくものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

いぐさ・畳表生産体制支援対策事業でございます。

イグサハーベスター、それから、QRコード装着装置等のイグサ、畳表に関する機械等の整備に助成を行う事業でございます。

畳関連で、下の参考欄をごらんいただきたいと思っております。

県産畳表のプレミアム付商品券を発行することといたしております。

事業実施主体につきましては、畳屋さんの組合でございます熊本県畳工業組合でございます。7月下旬から発売を開始いたします。この取り組みによりまして、県産の畳表3万枚程度の需要喚起を図っていく予定でございます。

次に、55ページ、最後でございます。

新規事業の売れる茶づくり緊急対策事業でございます。

お茶の価格が低迷をいたしております。産地の存続と生産者の経営安定を図るために、品質向上に向けた農家への技術指導の強化、それから県内茶の半分を取り扱っております経済連に対します販売力強化に取り組む事業でございます。

農産課は以上でございます。

○潮崎園芸課長 園芸課でございます。

56ページをお願いします。

くまもとリーディング野菜販売力強化対策事業でございます。

生産量日本一を誇るトマトにつきまして、ブランド力を強化するために、高糖度トマトの出荷や食味向上に取り組みます。

次に、57ページをお願いします。

次世代型ハウス環境制御システム普及体制整備事業です。

施設園芸において、生産力の向上を目的に、本県の気象条件下で温度、湿度、炭酸ガス濃度を最適に制御する装備、機器の標準化、いわゆるシステム化と指導者の養成に取り組みます。

次に、58ページをお願いします。

熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業です。

かんきつにつきまして、毎年安定した生産、出荷を実現するために、温州ミカンでは、表年、裏年の生産の変動を抑える取り組みを、また、デコポンでは、腐敗果を削減する取り組みなどを支援してまいります。

59ページをお願いします。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業です。

P、Q、Cの最適化による稼げる園芸産地を目指す取り組みに対しまして、必要な施設や機械の導入等を支援してまいります。

次に、60ページをお願いします。

木質バイオマス等エネルギー対策事業です。

施設園芸の経営安定と林地残材の有効活用を図るくまもと型地域循環システムを構築するために、木質バイオマス加温機の導入支援や燃焼灰の有効活用に取り組みます。

61ページをお願いします。

花き新技術実践供給力強化事業です。

本県の主要な花である宿根カスミソウとトルコギキョウについて、計画出荷や反収増加を目的に、冷房育苗など、新技術の導入に必要な装置等の整備を支援してまいります。

園芸課は以上です。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

資料62ページをお願いいたします。

あか牛新生産システム緊急対策事業は、あか牛の繁殖雌牛の増頭を図るものでございます。潜在的な肥育素牛不足の解消と繁殖雌牛の増頭を同時に行うため、乳牛にあか牛の受精卵を移植し、あか牛を生産させる新たなシステムを構築するものでございます。

2の事業内容(3)は、本事業が平成26年度から実施しており、本年度から乳牛からあか牛が生まれるため、円滑な流通となるよう支援するものでございます。

63ページをお願いいたします。

優良乳用牛導入支援事業は、能力の高い乳用雌牛群の整備を推進するもので、生乳生産量の維持、増加を図るものでございます。

農協等が、能力の高い乳用雌牛を導入し、酪農家に貸し付けた場合、その導入費の一部を助成するものでございます。

64ページをお願いいたします。

飼料用米等利用拡大支援事業は、自給飼料に立脚した畜産経営を目指し、地下水の涵養等の効果も期待される飼料用米等の利用拡大及び食品残渣の飼料化の取り組みを推進するものでございます。

市町村や農業団体が行う飼料用米の安定供給、価格設定及び利用調整に関する合意形成を支援いたします。また、飼料用米の利用に不安を抱く畜産農家が行う給与実証経費を助成するものでございます。

65ページをお願いいたします。

地下水保全堆肥広域流通促進事業は、家畜排せつ物の適正処理・管理とあわせ、耕種農家が行う土づくりへの利用を促進するもので

ございます。

くまもとグリーン農業と連携し、堆肥の広域流通を可能とする体制を整備するため、畜産地帯と耕種地帯の堆肥需給のマッチングや堆肥の保管施設の整備を支援するものでございます。

66ページをお願いいたします。

家畜保健衛生所施設整備事業は、家畜伝染病の発生の際に、地域の防疫拠点となる家畜保健衛生所の疾病診断能力の高度化、迅速化及びバイオセキュリティーの確保を図るものでございます。

5月に新たに開所いたしました中央家畜保健衛生所の旧庁舎の解体に要する経費、城北家畜保健衛生所の新庁舎建設に係る実施設計及び地質調査、及び阿蘇家畜保健衛生所の改築に必要な基礎調査の経費でございます。

67ページをお願いいたします。

畜産クラスター事業でございます。

6月補正予算でも計上しておりますが、こちらは、昨年度の経済対策対応の2月補正予算でございます。各地域の畜産関係者が連携、結集した畜産クラスター協議会が作成した計画に位置づけた中心的な経営体が行う施設整備を支援するものでございます。

68ページをお願いいたします。

天草大王輸出・ハラール推進事業でございます。

県農業研究センターで飼育されている「原種天草大王」「九州ロード」の増羽を推進することにより、天草大王の生産基盤の体制を強化し、生産の振興を図るものでございます。

農業研究センターにおける種鶏飼育羽数の増羽に加え、ハラール専用飼料の開発、普及などにより、天草大王のイスラム圏への販路拡大を目指すものでございます。

69ページをお願いいたします。

「くまもとの牛」海外進出加速化対策事業でございます。

国の牛肉輸出戦略に同調し、アメリカ、カナダ、香港、ベトナム及びインドネシアを中心としたイスラム圏に対する県内牛肉輸出拠点からの県産牛肉の輸出を図るものでございます。

肥育農家に対し、衛生的で、かつ世界的な家畜飼養管理の基準となりつつあるアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を推進するとともに、牛肉輸出拠点の体制整備に対する支援や農業団体が行う輸出対応農場拡大に向けた取り組み及び出荷体制の整備などを支援するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○久保田農村計画課審議員 農村計画課でございます。

課長の池田、忌引でおりませんので、かわりまして、私、久保田と申します。御説明申し上げます。

資料70ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等についてでございます。

まず、3つありまして、上段の川辺川地区でございます。

一昨年の平成25年8月に、事業推進につきまして、関係市町村の間で合意がなされております。構成をします3つの事業のうち、かんがい排水事業については廃止、農地造成及び区画整理の両事業につきましては、計画変更を行っていくという内容でございます。

これを受けまして、国においては、今年度、5億円の予算を計上しております。事業終息に向けて、土地改良法手続の準備を進めているところでございます。

続きまして、中段、大野川上流地区でございます。

本事業は、新規水源として産山村に大蘇ダムを建設しまして、周辺の阿蘇市、産山村及び大分県竹田市にまたがる農地へ農業用水の供給を行うものでございます。

国は、今年度、16億円の予算を計上してございます。本年度、計画変更を行いまして、早期の事業完了に向けて努めてまいりたいとの意向でございます。

最後に、直轄海岸保全事業の玉名横島地区でございます。

国は、本年度、14億円余の予算を計上してございます。高潮、波浪等から背後地を守るため、引き続き老朽化した海岸堤防や樋門等の改修を進めることとしております。

続きまして、71ページをお願いいたします。

県営土地改良調査計画費でございます。

この調査費は、今後県営事業として整備が必要な地区において、事業計画の策定や農業水利施設の機能診断並びに機能保全計画の策定を行うものでございます。

農村計画課は以上でございます。

○西森農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

県営経営体育成基盤整備事業でございます。

この事業は、圃場の整備を行います事業で、水田の区画整理や用排水路、農道などの整備を行う事業でございます。あわせまして、ソフト事業を一体的に実施しますことにより、農地の集積や集団化を行い、生産性の高い農業構造の実現を図るものでございます。

今年度は、南尾迫地区など、19地区を実施することとしております。

続きまして、73ページをお願いいたします。

農地防災事業でございます。

中ほどに事業内容を示しておりますが、防災ダムやため池、湛水防除事業などの事業を実施いたします。農地や農業用施設を自然災害から防護しますことで、農業生産の維持及

び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全、環境の保全に資するものでございます。

本年度は、ため池の改修や排水ポンプの整備など20地区と、調査・点検事業としまして、ため池のハザードマップの作成を実施することとしております。

農地整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料74ページをお願いいたします。

農地情報共有化促進事業です。

本事業は、農業、農村の諸問題を解決するため、県、市町村、農業団体で農地情報を共有するため、図面等で見える化するシステムを構築するものでございます。

現段階では、独自に開発いたしました農地GISシステムを活用した農地の出し手、借り手をマッチングさせる人・農地プラン作成支援システム、日本型直接支払制度を支援する多面的機能支払管理システム等が、各市町村ごとに運営されています。

今後は、県全体を対象といたしました広域農地GISシステムを開発する計画でございます。

75ページをお願いいたします。

地籍調査事業です。

この事業は、本年度から当課で所管することとなりました。

市町村が、国土調査法に基づき、一筆ごとに境界等を明らかにし、地籍図や地籍簿を取りまとめる地道な業務でございます。成果は、不動産登記や課税台帳に反映されます。先ほどの農地情報共有化促進事業の基礎図としても重要でございます。都市部での過剰な権利者意識や山村部での過疎化、高齢化による境界情報の喪失により、早急に地籍調査を完了させることが重要であると考えておりま

す。

県下29市町村で完了し、本年度は残りの16市町村で実施いたします。

技術管理課は以上でございます。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

森林整備課からは、3点主な事業を説明させていただきます。資料の76ページをお願いいたします。

森と担い手をつなぐ集約化促進事業でございます。

これは、所有者が不明な森林や施業が放置されている森林について、適正な整備を促進するため、森林所有者への働きかけを行うとともに、意欲ある担い手に対する経営の委託や所有のあっせんなどを行うものでございます。

本年度は、県内8地域において設定されたモデル団地において、重点的に取り組むこととしております。

続きまして、77ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

これは、森林整備の基本となる事業でございます。民有林において、植栽、下刈り、除間伐といった造林に関する各種施業の実施について支援するものでございます。

最後に、78ページをお願いいたします。

民有林主伐・植栽一貫作業システム推進事業でございます。

これは、造林時のコストを低減することで、着実に再造林が行われるよう、非常に扱いやすく活着がよく、年中時期を問わず植林が可能なコンテナ苗を用いた、主伐・植栽一貫作業システムの民有林への導入を推進するとともに、コンテナ苗の生産体制の整備を図るものであります。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宮田林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の79ページをお願いします。

林建連携雇用創出促進対策事業ですが、これは建設業からの林業参入を支援する事業で、連携会議の開催、林業機械の導入等の助成を行うものであります。

続きまして、80ページをお願いいたします。

地域林業担い手育成実践モデル事業ですが、これは、新規としまして、地域林業の担い手であります自伐林家の事業規模拡大や新たな経営体の創設のための支援等を行う事業であります。

続きまして、81ページをお願いします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策ですが、シイタケやタケノコなどの生産加工施設の整備、イベント開催等によります需要拡大を、引き続き図るものでございます。

続きまして、82ページをお願いします。

林道事業ですが、これは、木材生産や森林整備など、林業経営の効率化を図るために林道を整備するもので、県営、市町村営合わせまして35路線を計画しております。

次に、83ページをお願いします。

木造設計・建築技術普及事業ですが、これは、新規としまして、公共施設の木造化を推進するために、建築士や市町村担当者を対象としました研修会の開催、普及マニュアルの作成等を行います。

次に、84ページをお願いいたします。

くまもと地産地消の家づくり推進事業ですが、これは、施主の方に県産木材を提供することで、地産地消の大切さへの理解を深めていただくとともに、県産材の需要拡大を図るものであります。

次に、85ページをお願いいたします。

木質バイオマス等エネルギー対策事業ですが、施設園芸ハウスにおける木質バイオマス

の活用を推進するため、木質ペレットの製造体制強化など、安定的な木質ペレット供給体制の確立を目指すものであります。

次に、86ページをお願いいたします。

くまもと木材新流通システム構築事業ですが、これは、新規といたしまして、木材の需給情報の共有化により安定供給体制を構築し、山元への利益還元を図るもので、木材情報センターや中間土場運営等を支援するものであります。

林業振興課は以上です。

○三原森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の87ページをお願いします。

まず、治山事業でございます。

この事業は、降雨等による山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源涵養や生活環境の保全、形成を図るための事業を実施するものです。

事業内容としましては、復旧治山、水源地域整備、予防治山など、県内62カ所の実施を予定しております。

続きまして、資料の88ページをお願いします。

治山激甚災害対策特別緊急事業でございます。

この事業は、平成24年度の熊本広域大水害により被災した一連の地区の再度災害を防ぐため、緊急治山事業に続き、平成25年から平成27年度まで、全体計画に基づき集中的に復旧を行ってきております。

本年度は、最終年度として52カ所の実施を予定しております。

森林保全課は以上です。よろしくお願いいたします。

○木村水産振興課長 水産振興課でございます。

資料の89ページをお願いいたします。

熊本産「クマモト・オイスター」生産流通推進事業です。

クマモト・オイスターをくまもとブランドとして確立し、新たな産業として育成することを目的としております。養殖に用いる稚魚の生産、中間育成、養殖試験の指導、出荷の際の衛生検査及び販売戦略の構築といった、養殖生産全般にわたる内容について進めることとしております。

続きまして、90ページをお願いいたします。

活力あるくまもと水産業づくり事業です。

この事業は、第33回全国豊かな海づくり大会を契機とした、本県の水産業の総合的な振興を目的としたものです。漁船漁業、養殖漁業、6次産業化といった加工業及びこれらを推進するため、各地で策定されております浜の活力再生プランを支援する事業内容となっております。

また、水産研究センターにおいて、大学等との研究連携を強化し、新たな研究の推進及び新たな養殖業の生産に向けた水産研究イノベーション事業に取り組みます。

引き続き、91ページをお願いいたします。

さかながとれる豊かな海づくり事業でございます。

この事業は、本県水産物の安定供給と漁業経営の向上を図るため、稚魚の放流を行います栽培漁業と漁獲の制限等を行います資源管理型漁業を組み合わせ、効果的、効率的な推進を図る事業でございます。

引き続き、92ページをお願いいたします。

内水面漁業振興対策事業でございます。

内水面の漁業振興に関する法律が制定されたのを受けて行う新規事業でございます。県の内水面振興計画の策定に向けた検討やブラックバス等の外来魚対策、カワウ被害対策、ウナギ資源対策について取り組むこととしております。

引き続き、93ページをお願いいたします。

有明海再生事業でございます。

この事業は、有明海の海域特性や過去の知見を考慮した、より効率的な種苗放流による増殖技術の開発や、海底耕うんによる生物量の変化や底質の改善状況の調査、有明海沿岸4県協調による二枚貝等の資源回復のための取り組みを実施することにより、有明海における漁業の再生への取り組みを促進するものでございます。

94ページをお願いいたします。

くまもとの魚アジア市場ターゲット事業でございます。

この事業は、アジア圏への県水産物の輸出促進を図りますとともに、国内市場への販路拡大、魚食普及等に取り組むことにより、稼げる水産業の実現を図るものでございます。

水産振興課は以上でございます。

○長井漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の95ページをお願いします。

まず、水産環境整備事業でございます。

本事業は、効用が低下しております漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために、覆砂による底質改善や藻場造成等を行うものでございます。本年度も、引き続き有明海・八代海沿岸及び天草西漁場で行ってまいります。

次に、96ページをお願いします。

漁港施設機能強化事業でございます。

本事業は、漁港における高波・波浪対策として、防波堤や岸壁等のかさ上げ改良等の整備を行い、漁港施設の機能強化を図るものでございます。本年度は、丸島漁港、鳩之釜漁港、牛深漁港ほか8港において行います。

次に、97ページをお願いします。

水産流通基盤整備事業でございます。

本事業は、安全で安心な水産物の安定供給を図るため、拠点であります第3種漁港において、水産物の品質、衛生管理の向上及び陸

揚げ・集出荷機能の強化等に資する漁港の整備を行うものでございます。本年度は、牛深漁港において行います。

次に、98ページをお願いします。

水産生産基盤整備事業でございます。

本事業は、水産資源の維持、増大と水産物の生産機能の確保を図るために、漁港施設等の整備を行うものでございます。本年度は、塩屋漁港、御所浦漁港で実施いたします。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を名乗って、着席のまま説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のほうはございませんか。

○前川収委員 部長の説明の中に日本型直接支払制度の話がありまして、積極的に活用するという事とともに、条件不利地域においては小規模基盤整備等々に資するという説明がございました。

これからの中山間地域を含めた農村社会を維持していく上においては、とても大きな、この多面的機能交付金というのは使い勝手のいい資金だと思っておりますが、全体的に見ると、去年から始まっているんですけども、去年が大分、なれてなかったことも含めてですけれども、余っているというんですかね、予算を使い切っていないという地域がたくさんあるということをお伺いしております。

私の地元でも、よく農村社会を維持するために必要なことがあると、それについて何か県でやってくださいとか市でやってくださいとかという話が日常的に大変たくさんあるんですけども、それらのものを、できれば多面的機能を使ったらどうですかというアドバイスを私は大変たくさんやっているんですけ

れども、時々ですけれども、やっぱりそれは目的にかなわないということがないわけではないんですね。

できれば、農村というのは、結果として多面的機能というのは、別に農道と農地だけで維持されているわけじゃなくて、集落そのもので維持されているという、特に米等々は、水は上から下にしか流れないし、河川の中にある水のみ口、用水のみ口から始まって河川に戻すところまで一貫した、まあ社会として、農村集落社会として維持されているという要素がとても大きいというふうに思っております。国が決めていることだとは思いますが、できれば、農村集落の維持のためにも、少し拡大解釈で使えるようにしてあげてほしいなという思いをたくさん持っております。ぜひそのことに取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、まずは昨年予算を若干使い切っていないという部分についての原因ですね。そのために、ことし何をやっていかれるのか。

多分、私は、使う側の農村集落の皆さん方が、何に使っていいのか、もしくは悪いのかの仕分けが、これもまだきちっとはできてないという部分があって、市役所に聞くと、なかなか厳しいと言うけれども、県に聞いたら、いいですよと言って、県がだめだと言っても、国はいいですよと言う、逆のパターンも含めてですね。そういう部分の整理をきちっとやっていながら、なるだけ農村社会維持のために、広く使っていただいたほうがいいわけですから、活用いただきたいと思っておりますけれども、その点については、ことし、どういう取り組みをなさるのか、御説明をいただければと思います。

○村山むらづくり課長 むらづくり課でございます。

ありがとうございます。多面的機能に関しましては、先生のほうにも、いつも地元のほ

うのきめ細かな運用等御指導いただいています、大変ありがとうございます。

御指摘のとおり、予算を繰り越している地域が非常に多いと。1つ原因としては、その交付がちょっと遅かったということもありますし、やはりあと、委員御指摘のように、理解が進んでいない部分も確かにあるかもしれません。ですので、実際にどのようなものに活用できるのかとか、そういったことについては、しっかり担当者会議なんかを進めている中で共有していきたいと思っております。

また、多面的機能については、これからどういう、使い方次第で非常に有効な集落の財源になっていくと思いますので、その辺はしっかり指導していくようにしたいと思っております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○前川収委員 課長には、私の地元の説明会に来ていただいて御説明をいただいたということで、御努力いただいているのは十分わかってはいますが、やっぱり日本型直接支払制度という法律に基づく大きな制度の中でやられた多面的機能支払交付金ですけれども、結果としてこれが余っていくということになると、5年間ですけれども、その後の——私としては、5年たった後に、もう一度、もう一度といってローリングして、また継続してもらいたい基金だと思っておりますけれども、その辺のところは余ってしまうと、非常に困る。

現場で聞くと——もちろん、市役所はわかっているとか、土地改良区はわかっているといっても、現場の区長さんが時々私のところに来て、こういうことがあるんだけど、どうしようかという話があるけれども、全く想像してないんですね。多面的機能という部分と全く関連づいてない。でも、もしかすると、それは多面的機能でやれるんじゃないかという話を私のほうからアドバイスをして、

まあやれたところもやれなかったところもあるんですけどもね。やっぱり徹底的にそこを使っていたらいいように広く知らしめていただきたいと思っておりますし、一つ意識として、これはいいことなただけけれども、熊本にはにんじくという制度があって、多分ににんじくと言ったり、いろいろ言い方は違うかもしれませんが、皆さんが無償で村の維持活動のために出てきて、そしていろんな……（発言する者あり）言わない、にんじくとは。公役か。うちのほうはにんじくと言うんですけどもね。公役と言ったり、にんじくと言ったり。公役は、何かあんまりよか言い方じゃないね。苦しいの苦に重なったら。

そういうふうに行っているんですけども、その多面的機能でやれるんですけども、とても公役じゃできない、つまり、技術とか機械とか、そういったものを使わないとできない、そういう場合には、委託してもいいですよという制度になっているけれども、委託に結びついてないですね、まだ。これは委託してもいいんだと、委託をどんどん活用しなさいよと私は言っているんですよ。これは公役でできる範囲とやっぱりできない範囲があって、それはもう委託したほうが早いということも——どんどん活用できるんですよ。だからといって、公役をしなくていいと言っているわけじゃなくてですよ。その辺のところの説明もまだ足りないと思っておりますけれども、そこはどういう説明をなさっているんですか。

○村山むらづくり課長 説明としては、こういう共同活動等に活用していただきたいということですので、そういった説明をさせてもらっていますが、確かに、ただ、細かいところですね、住民の方々への周知徹底というのがまだ不十分なところがあるかと思っておりますので、その御指摘については受けとめまして、またしっかり話ししまして……

○前川収委員 これは、共同活動に御活用くださいと説明しているわけでしょう。それは、もちろんメインですよ、それがね。だから、共同活動にしか使っちゃだめなんだと思うんですよ、共同活動に御活用くださいと言えば。じゃあ、共同活動でやらなきゃいけないんだということになるわけで、技術的に共同活動でできないことは委託なさってもいいですよというところまでちゃんと言ってもらわないと、何か共同活動で使うのはいいことで、委託はできない、もしくは余りよくないという意識があるけれども、私は委託をどんどんやっていいと思ってるんですよ。できないことをやれと言ったって、それはできないわけですからね。しかも、農業の専門家であっても、例えば土木の技術が要るとか、いろいろありますよ。やっぱり用水の維持とか用排水の維持というのは、農業土木でやっている範疇のものでからね。そういうところは、やっぱりもうちょっときちっと伝えていただきたいというふうに思っています。

○村山むらづくり課長 御指摘の部分も、しっかり周知徹底を図るようにいたしたいと思えます。よろしく願います。

○山本秀久委員 私は、農業技術課にお願いしたいんですが、普及員の問題。

この普及員の皆さんは、大変努力をしているわけですよ。これができるだけ活用されると、いろいろな問題に、今の部落のいろんな問題も解決していく。そういう意味で、今どういう状態でその普及員の価値観というのは、振興局ではどういうふうな動きをしているかということをお尋ねしておきたい。

○下舞農業技術課長 山本先生がおっしゃるのは、数とか、そういう活動の実態とか、ど

ういったことでしょうか。そういった話でよろしいのでしょうか。

○山本秀久委員 普及員の活躍している状態たい。どういうふうに——しているんだろう、普及員は。

○下舞農業技術課長 先ほども御説明いたしましたが、協同農業普及事業で、農業改良助長法に基づきまして農家に直接接してやっております。

基本は、この普及計画を毎年地域振興局ごとに定めまして、その中でも特に、例えば農地の集積とか組織づくりとか、あと産地づくりとか、そういった重点計画をもとに、重点的に農家に対象を絞って活動をしている、その他、農協の部会ごとに対応するような要請活動、そういったものをしながら全体的な農業振興を図っているといったような形でございます。

○山本秀久委員 それで、できるだけ効果が出てないんだ。もう少し農業普及員の大切さというのは——本部のほうの、この振興局の中で動いて一生懸命やっているのは、普及員の人で本当に一生懸命やっているんだ。それがなかなか波及効果が出てないということはどういうことなのかというのが、私は疑問に思っているわけだ。何で、それだけ一生懸命農業普及員の人で、自分の時間も惜しまず、日曜、祭日も出かけてやっているわけだ。私が30年間こうやって見ている場合に、農業普及員の活躍というのは、農村では大変重要な役目を果たしていることを私は知っているわけだ。それがなかなか農業生産の問題に結びついてこないということは、何か問題がありやせぬかと。

だから、そういうことで、前に私は経験したことがある。確かに、一生懸命、10年か20年ぐらい前だったと思うけれども、芦北振興

局の中で、大変農家の皆さんが、その普及員に対して信頼の度合いを持っているわけだ。その信頼の度合いの人間を、何で転勤させてしまうかと、私、1回言ったことがある。これだけ一生懸命やっている人間を、何で転勤させるんだと言ったことの記憶を私は持っているわけだ。

そういう人事異動に対しても、よく考えてやってくれぬと、その地域の問題点を把握してないもの。そういう点を私は感じてならないんだ。そして、あれだけ一生懸命やっている普及員の皆さんは、本当自分の時間を惜しみなく農業生産の問題やいろんなものに、個別に相談役をしているわけだな。そういう点の波及効果は——もうちょっと普及員の働いている姿が少しは生きてくるようにしてくれぬかなというのが私の持論なんです。それを一応お願いしておきたい。それに対して、どういうふうな考え方を持っているかということを知りたいんだ。

○濱田農林水産部長 今委員御指摘の普及のあり方に対する、もうこれは深い問題だと思っています。

確かに、昔ですと、普及員もふんだんにあって、その地域にすごく入り込んで、詳しい人が、その地域ですと何年間も産地も見続けて、産地の芽生えから大産地に上げるまで、ずっと面倒を見てきたという歴史、過去の普及の輝かしい歴史がございます。

ただ、今、体制がこれだけ、何と申しますか、職員も少なくなっている中で、いかに効率的にそういった品目を維持し続けるかというのが、我々の課題だと思っています。

今課長からも返事がございましたが、農協の、やや部会中心のそういった指導体制に今やっぱり移らざるを得ないような体制になっているところが、若干やっぱり、何と申しますか、きめ細かさとか、新たな作物の掘り起こしとか、そういったところが弱いのかなと

私たちも感じております。かなり私たちも、その普及の体制の問題は悩んでいる状況でございます。

そこは、今後、ちょっと問題点を洗いながら対処していきたいと思っておりますし、委員から御指摘ございました、人事異動のタイミングの問題、いかに——今、ややもすればサラリーマン化して、サイクルはちょっと短くなって、地域のことあんまり詳しくないという状態ではなくて、やはり詳しい人、その品目のスペシャリストをその地域に置くような、そういった取り組みも、やはり拠点、拠点ではしていかないかぬなという問題意識は持っております。

○山本秀久委員 もう少し県の普及員の皆さんが、JAの中とか農協の中にも入り込むべきじゃない。遠慮しているんだ。だから、入り込めよと言っているんだけどな。なかなか入り込めない。

だから、農協にも私は言ったことがある。農協の普及員とよく話をしてくれぬかと。そして、お互いに県と農協の格差のないようにしてもらえぬと、地域性の問題が把握——根が生えないんじゃないかと。そして、園芸農家の問題に対しても、それが大きく左右しているわけだ。園芸の問題にもね。今、園芸なんかも、特にその必要性があるわけだから、だからそういう点をよく考慮してもらいたいというのが私の長年の願いなんだ。そういうことです。

○前川収委員 山本先生がおっしゃったとおりでありまして、農業普及員に対する期待感というのはとても大きくて、普及員がいるのは県とそれから農協組織だけです。市町村に普及員がいる市町村はないと思います、県内には。普及員そのもの、免許を持っている人はそもそもいない。これはもう免許制度に今なっていますから、国家試験だったと思いま

すけれども、国家試験で免許を取っていただいているわけですし、農協のほうかどの程度その国家試験取得者が——国家試験だったと思いますけれども、何か試験を受けていますよね、普及員は。取得者がいるのかがちょっと私は数値がわかりませんが、もうメーンは本当に、今山本先生がおっしゃったとおり、県が頑張らないと、農協が普及活動をどこまで頑張っているかと言われると——ちょっとそのほかの組織のことを言っちゃいかぬですけども、少し疑問がありましてですね。やっぱり県が頑張らなきゃいけない。

とはいえ、余りにも人員を削減し過ぎて、新規採用枠なんかをずっと毎年見ていると、この先果たしてどうなるんだろうと思えるぐらいに普及員、まあ最初から普及員の人はいないわけですから、採用時から普及員という人はいないけれども、その普及員の卵、普及員になることを前提に学校で勉強してきた人たちの採用がとても少ない。まあ、全体も少ないんだけど、特に少ない。そういうことはやっぱり計画的にやっていただかなきゃいけないというふうに思っています。

ICTを利用してアイパッドの導入なんかもやっていただきました。それはそれなりに——今すぐ成果が出ているかどうかは私にはわかりませんが、成果を出していただきたいと思いますが、普及員は少なくなった。事務的作業、いわゆる山本先生がおっしゃった、現場で指導する活動とプラス、プラスですね。事務所で事務的な仕事、これは物すごく大きくなっているということから考えれば、必然的に現場に行く数が少なくなる、もしくは土日返上で頑張らなきゃいけないという負担がとても大きくなる。個人の資質については、とても頑張っているんじゃないかと思っていますけれども、そのことが結果として普及活動が円滑にいかないということにつながるのかなと思っています。

農研センターは、例えばイチゴの話で、ま

だ名前は、今公募なさっていますけれども、新しいイチゴの品種をつくられました。ところが、とても評判のいい「ひのしずく」ですか、熊本でつくられていた、この「ひのしずく」よりも、現在は「さがほのか」のほうがたくさん植えつけられていると、今現在。ということは、やっぱり普及と農研との連携、ここがちょっと私は、まあ気づきがあってやられたことだとは思いますが、そうなる前にやっぱり改良点があれば改良しておくべきだったんだろうと思います。「ひのしずく」が要らないというんじゃないで、それはやっぱり特化してつくるべきはつくる。しかし、なぜ「さがほのか」に皆さんが走っていったのかということ、やっぱり生産性の問題等々があったんだろうと思いますし、別によそのものを使うからダメだとは言っていないけれども、やっぱり熊本に農研センターがあって、普及員がいて、頑張っている「さがほのか」のほうがたくさん植えられていますと言われてしまうのは、農業県熊本としてはとても残念なことであります。

ですから、トータルで見たときに、普及員をこれから、まあ年次計画で——今すぐどうしろというのは、すぐ変わるわけじゃないので、この先、5年先、10年先を見据えたやっぱり人事配置の計画等々も含めて、しっかり考えてもらいたいと思っています。じゃないと、本当に農業県じゃなくなってしまう可能性があるかと。

生産額でも4位ですか、今。個人所得で言えば何位だったっけ。（発言する者あり）4位ですよ。農家所得が4位で、総生産額が5位か。やっぱりこれを維持、もしくは上げていくという大きな目標で頑張っていくためには、普及員と研究部門が一体となってやっていくということが必要だというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○下舞農業技術課長 まず、数のほうは、政

策課のほうから説明があるかと思うんですけども、試験研究と普及の連携ですけれども、今例に委員が挙げられました「ひのしずく」の話です。

結局、試験研究、技術開発なり、品種の開発をする際に、やはり実際現場に使われている段階でどう普及させていくか、どの程度技術が発揮できるかという検証を、やはり出す前からも関係機関、JAなり団体、あと県がしっかり見きわめながらやるというのが必要だと思えます。そうやってできた成果を、普及のほうに迅速に、あと農家に効果的に伝えていくという連携が、これまでやはり少し足りなかった部分があるかと思えます。

そこで、やはり県内部でも、そういう農業技術会議という、試験課題の設定とか評価をやる組織を設けてましてしっかりやっているんですけども、これまで以上に技術開発から普及に至るまでの見きわめを十分できるよう、団体とも一緒になってやっていきたいと思っております。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

普及員の確保につきまして、いろいろありがたいお話をいただいております、非常に普及員の重要性というのは我々も認識しております。

その中で、県庁全体で行政改革の定員管理計画というのがありまして、全体的に大体今の定員管理計画が4%強ぐらい削減になっておりまして、農林水産部も、全職種大体——事務職員も含めて、大体そのぐらいの削減率になってきていると。

今後を含めまして、現場の普及体制、それから研究体制、それからさらに本庁の行政体制、そのバランスをしっかりとって、特に現場にはしっかりと注視しながら、今後の職員の配置あたりを考えていきたいと思っております。

以上です。

○松尾農業研究センター所長 農研センター、松尾でございます。

普及と研究の連携ですけれども、一応、まず課題の設定をするときに、基本的に、農家もそうですが、各地域の普及指導員あたりにも調査をかけます。その段階で上がってきたものを選別しまして、試験課題として設定していくこととなります。

その次に、先ほど委員のほうからイチゴのV S O 3の話がございました。これが26年度の成果ということで公表いたしましたけれども、その成果として公表します前に、まずモニター農家というのを数戸設けております。そのモニター農家で、実際、農研センター内の調査結果といいますのを実証試験をしていく。その段階では、必ず現場の普及指導員あたりも参画いたしております。

それが最終的な成果としてまとまりましたものを、今普及に向けて活動しておりますが、その最終的な成果の共有、それからモニター農家が出てきた課題への対応、そういったものもきちんと——ことしになりましてからも、6月過ぎに数回、現場の普及指導員、管内イチゴの担当の普及指導員との会議、あるいは現場の農家、生産部会の部会長さん、農協、そういったところと一生懸命連携しながら進めておりますので、お話のとおり課題がまだ残っておりますけれども、徐々に今から解決をしていくんじゃないかなというふうに思っております。

○前川収委員 わかりましたが、普及員の数の問題については、IT化をしながら作業効率を上げていく職種ができる業態というのかな、例えば事務屋さんであれば、今まで手書きでつくっていた表とか表計算とかいろんなやつが、コンピューターを使えば相当効率化していける部分が私はあると思っております。

ただ、残念ながら、残念と言ったらいかぬけれども、普及員の仕事は、どんなに技術が、何というか、事務的、機械的なコンピューターとか、そういった技術が革新的に、飛躍的に進歩しても、やっぱりマンパワー、人でやらなきゃならないところというのはたくさんあるんですね。それはもう全く間違いないと思います。人でやるしかない、人とのコミュニケーションでやるしかない仕事というのは、さっき山本先生がおっしゃったとおり、それがとても大事な部分であって、ですから、例えば事務屋の——事務屋には申しわけないんですけども、事務屋の人たちを何%減らしたから、普及員も一律で減らしますよという概念は、私は正しくないと思います。その仕事の内容でやっぱり考えていただいて、効率化できる部分はその機械がかわってやるというところ、機械でかわれる部分はね。かわれる。しかし、機械ではできないことは、やっぱりマンパワー、人でやらなきゃいけないんだから、その部分を事務屋と同じように削減していくということを、仮にそれが正しいと思ってやるのであれば、私は間違いが起きると思っていますので、必ず起きてくると思いますので、その点は、部長さん、やっぱりきちっと人事課あたりとも話をしながら、その内容いかんではかえられない。特に、現場の話というのは、機械化できない部分がたくさんあるんだということを——だから、一律が一番安易で、簡単で、みんな従いやすいんだけど、そういうことじゃなくて、きちっと理屈を立てて、その部分はやっぱり削減していかない。

じゃないと、将来、本当に普及員の数がどんどんどんどん、今の流れでいくと、今以上に減っていくことはもう間違いない話ですから、そうなる、我が県の生産がもっと厳しくなるということに直結すると思いますので、ぜひその辺の——例えば、一律何%と、今4%とおっしゃったのかな、何か削減率み

たいな話は、それは、やっぱり一律じゃないということをちゃんと教えてくださいよ。そうすべきだと思いますけれども。

○濱田農林水産部長 きょう、普及員の、何と申しますか、期待について、非常に先生方から貴重な御意見をいただきました。

この御意見とともに、我々自身も、この普及こそが県の本来業務というか、最後まで残る業務であり、そして、地域の農業を支える大切な基盤だという認識は変わっておりません。本日の議論を内部でもしっかりこなし、私たち、主張していきたいと思っております。

○山本秀久委員 今前川委員からいろいろ話があったけれども、この普及員というものは、今高齢化社会で後継者がいないと言われる時代なんだ。そういうときに、普及員の活躍というのがいかに重要性があるかということ認識してほしいわけだ。そうすると、年寄りの方々は、話して安心するわけだ。そして、実際に自分たちでやってきているからわかるわけだ。そうすると、子供たちにも、その伝達ができるわけだ。それが消えてしまっているわけだ、機械化されてしまって。人間対人間のつながりがおろそかになってしまっているものだから。

さっき言ったように、普及員というものが、いかにその地域に密着した仕事をしてきたかということが、今までの歴史で示しているわけだ。そこをもう一回認識してもらおうかと、これだけ高齢者がおって後継者がいない、何でだと。1点なんだ。その後継者が絶えてしまうようなやり方をしているものだから、そこは人間関係が薄れてしまっている。

だから、いつでも、何かあったときにはすぐ現場に行くと、現場に行くと話を聞けということ私をいつでも言っているわけだ。普及員の皆さんが出払ってなければ、事務員

でもいいから行けて。農業普及員の、その普及員という中の組織にいるのならば、行って話を聞いてこいということまで私は言いつけているわけだ。

だから、机の上で考えるものと現場に行ったのはまた違う面があると。机の上でできるやつが、現場に行けばできないやつがある。その逆もあるわけだから、必ずその現場に行って確かめてみれということ、各全般にも言っているわけだ。だから、それだけの普及員というものが、いかに今まで活躍していた、重要だったかということ、そこをもう一回認識すべきだと私は思う。

以上です。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○山本秀久委員 答弁は要らぬ。

○浦田祐三子委員長 わかりました。じゃあ、ぜひしっかり今後取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○磯田毅委員 これは純粹に質問ですけれども、林業振興課になると思いますけれども、今、木材輸出というのは、データで見ますと、平成24年から25年にかけては、2倍以上の伸びを示しているということで、非常にうれしいんですけども、実は、やっぱり丸太をそのまま輸出するよりも、C材とか何か安い値段のものを輸出するより、付加価値の高い板材とか柱材、そういったものの輸出というのが、やっぱりこれから先は私は必要になってくると思いますけれども、その中で、2020年に住宅の供給のピークを迎えるであろうと言われている中国ですね、中国でのそういった板材、柱材、特に、杉、ヒノキ、松、この3つのものが、中国の木構造設計規範というんですか、あの建築基準法ですね。その中

に、認定されたのか。ことしの4月だったと聞いておりましたけれども、それが1点。

そしてもう一つは、農地整備課になると思いますけれども、排水ポンプの運営、管理に関して、実は、6月11日の大雨のときに、私の地元で、漁協とそして農家といますか、実は対立があつて、非常に、まあ辞表を出されていると、土地改良の人がですね。もうやめたいと、運転をやめると。そういう現場で受益者たる農家と被害をこうむるかもしれぬという不安がある漁協さんとの対立があつて、非常にこの運転がスムーズにいかない。

6月11日のときは、多分、私の八代市・郡区では、野崎で恐らくハウスが何棟か冠水したと。隣の昭和地区、郡築地区でも被害が出ているわけですが、そういう中で、雨水というのは上から流れてくるわけですね。地元だけの問題じゃなかつたけれども、それがなかなか理解できずに、そういった対立が起きているということは、全てそういう一私地区の土地改良の実際の運転員の方からは、早く行政でそういった運転の許諾というのをできないかということをおられるということで、この問題をどう解決するかというのが1つですね。

もう一つは、先ほど前川先生おっしゃましたけれども、それについての追加ですけれども、実は、これも私の地区で1カ所もめっているところがありましたので、相談もしたんですけども、80町の中で、2町数反ぐらいの1軒の方が、多面的機能の支払交付金の事業には入らないということで、1軒がだめならば、その事業そのものが採択できませんよという、地元八代市からのですね。そういう中で、いろいろもめとつたんですけども、それは、結果的にはその人たちを説得して全員一致でそうなつたわけですが、こういった地元の市町村の担当者のそういった教育ですね。100%入らないと採択できぬと、そういう教育を私はしっかりしてもらいたいと

いう、この3点ですけれども。

○宮田林業振興課長 まず、木材の輸出につきましてですけれども、最新の情報としまして、八代港を中心に、県内から、1年間、昨年、平成26年で6万6,000立方を超える輸出が行われております。金額的にも9億を超えるというふうな状況になっておりまして、順調に伸びております。

輸出先としましては、中国が圧倒的なんですけれども、先生おっしゃいました製材品につきましては、中国ではなくて、やはり韓国が多いという状況でございます。中国につきましては、ほとんどがC材といいますか、低質な丸太でございます。

それを製品に置きかえていくためには、やはり住宅で使ってもらうことが必要でして、そのためには、中国でも木構造設計規範という、その規範の中に日本の材を使ってもらえるような取り組みを進めるべきでありまして、今その働きかけが行われていまして、まだ現時点では日本の木材については使える状態になっていないということで、今動きを見ているところでございます。

以上でございます。

○西森農地整備課長 排水ポンプの運転管理についての質問ですが、八代管内のほうについては、河川の改修と土木との調整が同じようなスピードで進んでないということで、あちらこちらでフル運転ができてない状況になっております。

そのほかに、恐らく漁協との関係と言われたのは、大鞘川樋門のところだとは思いますが、急にあけると海が濁るということで、今すごい、何というか、対立が起きているという話は聞いております。

こちらについては、やはり地域の八代市と話し合いながら検討していくしかないかなと思っております。

以上でございます。

○村山むらづくり課長 先生から御指摘のあった件、御相談がございましたけれども、多面的機能のほうは、集落によるまとめ、コンセンサスによってなされる事業という中で、本当に地元では、地道な苦労の中で合意がなされてなされる事業だと思っております。

そういった中で、例えば大多数の中の1人が反対と、そういったケースもあります。そういった中で、実際、制度としては、その方が入らなくてもできます。そういったことを市町村の担当者にはまたしっかりお伝えしつつ、そういった中で集落がいい方向でまとまって進めていただけるように、そういうふうにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○吉永和世委員 済みません、水産振興課ですかね。クマモト・オイスターのことなんですけれども、私の地元でもクマモト・オイスターをされているというふうには思っていますが、マガキの歩どまりが今60%ぐらいを超えて、まあ若干超えているという話で聞いていますし、ただ、残念ながら、このクマモト・オイスターというのは、歩どまりというか、ほとんどゼロに近いというような話を聞いていまして、ことし3年目を迎えるわけではないかなというふうには思っていますが、これまでと、この3年目を迎えるに至って、取り組みにおいて何か違う点、これをことしはこう取り組んでいくんだという、何かそういったものがあれば、ぜひ教えていただければというように思いますが。

○木村水産振興課長 これまでクマモト・オイスターのへい死は夏場に起こっておりますので、この夏場の前に出荷してしまうという取り組みを昨年度から行っております。

現在、成長したものから随時出荷しておりますので、まだ出荷個数はまとまっておりませんが、夏場前に出荷するためには、できるだけ大きな稚貝を配付する必要がありますので、これに対応するように種苗生産という、その採卵を行う時期を早める、そういう技術も開発しまして、ことしも、その稚貝を今育成しているところでございます。

○吉永和世委員 じゃあ、ことしは期待できる年と書いていいんですかね。

現場の方々も、やっちは失敗、やっちは失敗で、やっぱり非常に生産意欲というか、そういうものが低下している状況かなと思うので、そういった、まあことし取り組むことによって期待が持てるというんだったら、非常に生産者の方もまた前を向いてやれるのかなと思いますので。そういったところは、現場の方々は、ある程度もう承知の上で、そういった形で、指導のもとでやっていらっしゃるということでもいいんですかね。

○木村水産振興課長 現場の方々とは、生産協議会というものを設立しておりますので、この会議の中で、こういうコンセプトで養殖をしていこうということは随時説明しております。また、水産業改良普及員のほうから、各個別で指導をしておりますので、情報も上がってきますので、そういうものもまとめてまた報告するような形で、情報のやりとりは几帳面に行っているところでございます。

○吉永和世委員 ぜひ成功させていただいて、ここに書いてありますけれども、産業化に向けてやっていただければというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○前川収委員 私よりも、多分西岡先生がい

つも私におっしゃっていることをちょっと言っておきたいと思ひます。

僕は、3年前、始まったすぐに1回食べました。毎年、出れば、いつも頼んで、もちろんお金払って食べているんですけども、ことしも、多分浦田先生も山口先生も私も、みんなで食べたんですけども、ちっちゃかったですね。もう本当にちっちゃかった。その3年ぐらい前に食べたクマモト・オイスターとは、もう全然物の大きさ——味はあんまり変わらないと思ひますけれども、物の大きさは全く違っていて、多分あれは——私は好きだから、しかも、ほかのそういう連携の中でやったので食べるんだと思ひますけれども、あれが多分店頭に並んで、買って食べるかなと思うぐらいちっちゃい、あんまり大きくなってなかった。

そのときに、クマモト・オイスターの何かDNAですか、原種、つまり純粋なクマモト・オイスターだからなかなか難しいと。牛でいくとF1ですね。ちょっとまぜてつくと、もっと安定的に大きなおいしいカキができるのに、なぜそれはしないんだろうということが——私はあんまり専門的じゃないのでわからないんですけども、西岡先生がおっしゃっていました。

私も、それがもしちゃんとできるのであれば、農家、要するに栽培農家にとっては、やっぱり安定的な量でちゃんと売れたほうがいいことは間違いなくわかっているはずですから、なぜそれをやらないんだろうかというふうに思ひますが、何かちゃんとした理念か何かがあつてやっていらっしゃるのかどうかわかりませんが、その辺を教えてください。

○木村水産振興課長 遺伝子的な判別方法でマガキとクマモト・オイスターを分けております。

今、そのクマモト・オイスターの純粋種の

中で継代をしております。1代、2代、3代、F1、F2、F3という感じで。そうやって、生き残りのいいもの、成長のいいものを育種しているところでございます。

先ほど吉永先生の御質問にありましたように、短期養殖で夏前に出荷しようということで、できるだけ大きな稚魚を生産するというような話もしておりましたので、ことし小さかったのは、もう少し時間が足らなかったのかなというふうに思っておりますので、もうしばらくはこの純粋種の継代したものを使ってやらせていただきたいというのが私どものコンセプトでございます。

○前川収委員 わかりました。それはしっかり頑張ってやってください。

ただ、最終的には、そのものを守っていくことよりも、我々から見れば、生産者がやっぱりクマモト・オイスターをつくることによってちゃんと利益を得ていただくこと、これが目的だと思っておりますので、ぜひ、まあ今はしっかりそのコンセプトでやるとおっしゃったので、それはそれでいいんですけども、あんまりいつまでんこだわりよると、もうだめだったという話にもなれば——世の中のことですから、ないわけじゃないでしょうから、それはそれで、そういうことも考えといてください。

以上です。答えは要りません。

○浦田祐三子委員長 しっかり頑張っていたきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。

5分間休憩をとりたいと思いますので、再開は、11時51分に再開をしたいと思います。

午前11時45分休憩

午前11時52分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

本委員会に付託された議案等を議題として、これについて審査を行います。

議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。なお、審議を効率よく進めるため、執行部の説明は着席のままに簡潔に行ってください。

それでは、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

2冊目の説明資料、予算関係及び条例等関係をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成27年度6月補正予算総括表でございます。

補正額B欄の一番下でございます。農林水産部全体の6月補正予算は8億2,000万余の増額補正で、補正後の総額は、その右欄、644億円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書総括表でございます。

平成26年度12月議会及び2月議会で御承認いただきました明許繰越でございます。一番下の合計欄をごらんください。

農林水産部全体で、件数で540件、117億円余の繰り越しとなっております。

繰り越しの内容等につきましては、各課から説明いたします。

農林水産政策課については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課の繰り越しについて御報告い

たします。

9ページをお願いいたします。

5つの事業で繰り越しが発生しております。このうち、地域営農組織法人化推進事業、中山間地域担い手確保支援事業、青年就農給付金事業、経営体育成支援事業の4事業につきましては、いずれも国の経済対策予算に伴いまして2月補正で措置したものでありまして、26年度執行分を除きました残額を27年度に繰り越しております。

また、6次産業化推進・加工施設整備事業につきましては、農業参入企業が進めている加工施設の整備に対する補助でございますけれども、予定地から文化財が出てきまして、年度内の施工が不可能になりましたので、繰り越しをしたものでございます。

以上、担い手・企業参入支援課、終わります。

○荒木流通企画課長 流通企画課でございます。

ページお戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。

6月補正予算でございます。

説明欄にございますアジアマーケット開発支援拠点設置事業のくまもと香港事務所設置に要する経費でございます。

香港は、県の農林水産物輸出の6割近くを占めるまでに成長しておりましたけれども、富裕層が多いことや貿易に関する規制が緩いことなど、いろいろ今後も有望なマーケットと捉えておりますので、この地に活動の拠点を設けることで、輸出のますますの促進を図ることができると考えております。今回、設置のための費用として3,300万円余の補正予算をお願いしております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

繰り越し関係でございます。

流通企画課では、10ページと11ページに載

せております7事業につきましてでございますけれども、いずれも国の経済対策で2月補正で予算をいただいたものでございますので、全額を27年度に繰り越して実施をさせていただきたいと考えております。

続きまして、地産地消の推進に関する施策の報告をさせていただきます。

資料につきましては、42ページをお願いいたします。42ページから要約版をつけておりますので、こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、42ページでございますけれども、平成20年度の条例制定以来、全庁的な推進体制をしきり組んでおります。平成26年度も、5つの観点から、10の部局で88の施策に取り組みました。

1点目は、(1)でございます。地産地消のホームページやメールマガジンの配信などでPR、それから、小学校への小冊子の配付などによります食育あるいは木育の活動を進めることによる地元の農林水産物への理解促進あるいは郷土愛の育成ということで、26施策を実施しております。

2点目は、(2)でございます。25施策を実施いたしました。県営団地や職員住宅での畳がえや床の改修の際に、県産の畳表ですとか、ヒノキの利用を仕様書に明記するなどの取り組みでございます。

3点目、(3)でございます。地産地消協力店の指定、公共事業への県産木材の利用促進など、多様な産業や組織、人材等との連携により、経済や地域の活性化を図る取り組みとして、27の施策を実施しております。

4点目、(4)でございます。子供を対象とした農業体験などの体験型イベントを通じまして交流活動を促進し、農業、農村が果たしている多面的機能の理解を深める施策を7つ実施しております。

43ページをお願いいたします。

(5)の条例の周知、意識啓発につきまして

は、庁内で部局横断の連携会議を組織いたしましたして、意見交換を行いました。あわせまして、いろいろなイベントの機会を捉えてPRに努めているところでございます。

枠囲みの中に、取り組みの成果としてお示ししておりますけれども、例えば給食への地産地消率が50%を超えるなど、ほかの地消につきましても増加傾向にありますことから、徐々に効果が見られているというふうに考えております。

それから、27年度実施予定の主な施策でございますけれども、43ページ中段以降に示しております。同じく、5つの観点というのを柱に、10の部局で、今度は93の施策に取り組むこととしております。

新しいものとしましては、県下の直売所などに地下水と土を育む農業をPRするコーナーを設ける事業ですとか、業務用の食材にもっと地場の農産物をつくってもらうための仕組みづくりをするための事業、あるいは3世代が暮らす木造住宅に県産の資材を提供する事業などに取り組ませていただくことにしております。

今年度も、庁内一丸となって地産地消の推進に努めたいと考えております。

流通企画課、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○村山むらづくり課長 12ページをごらんください。

むらづくり課の関連の繰越明許費でございます。

まず、鳥獣被害防止総合対策事業です。

繰り越し理由は、国の経済対策対応でございます。八代市における獣肉処理加工施設整備のための予算でございます。

それから、県営中山間地域総合整備事業費です。

繰り越し理由は、計画に関する諸条件によるもので、阿蘇市ほか5市町における区画整

理、農道等の農業基盤整備のための予算でございます。

以上でございます。

○下舞農業技術課長 農業技術課でございます。

3ページに戻っていただきまして、予算説明資料の6月補正予算関係でございます。

農業気象対策事業費でございますが、降灰による土壌の酸性化を矯正する資材購入に対する助成と、営農対策等の基礎となります降灰の量の測定や分析に要する経費を計上しております。

続きまして、資料13ページをお願いいたします。

繰越計算書の阿蘇火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業費でございます。

降灰による土壌の酸性化を矯正する資材購入に対する助成でございますが、繰り越しの理由は、火山活動の状況に応じた継続的な事業実施が必要になったことによるものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○酒瀬川農産課長 農産課でございます。

4ページをお願いします。

茶の降灰対策のために、1,000万円の補正をお願いしております。

この事業については、桜島の被災地域を対象に加えまして、実施済みの地域からの追加要望にも対応していくものでございます。

次に、繰り越し関係でございます。14ページをお願いいたします。

14ページの上段と中段につきましては、2月補正の経済対策分でございます。全額の繰り越しをよろしく願いいたします。

下段の分につきましては、2月補正の専決分でございます。阿蘇火山の茶の降灰対策事業でございます。1,103万余の繰り越しをお願いしております。この事業につきまして

は、4月30日に完了をいたしております。
以上です。

○潮崎園芸課長 園芸課です。

資料5ページにお戻りをお願いします。

6月補正でございます。

阿蘇火山の降灰対策といたしまして、これから植えつけが始まりますキャベツやニンジンなどの露地野菜等を対象に、洗浄機器の導入に補助をするものでございます。1,270万円余を計上しております。

次に、繰り越してございます。15ページをお願いいたします。

上段の事業は、定年退職者等のシニア世代が、新たに野菜づくりなどを始めることを支援する事業でございます。2月補正で措置しましたことから、年度内の執行ができず、全額を繰り越しております。現在、推進中でございます。

下段の事業は、2月に知事専決をいたしました降灰対策事業です。洗浄機の一部が受注製造となりまして、年度内の納品が困難になったことから繰り越したものでございます。既に4月17日に全て納品されて、完了しております。

園芸課、説明は以上です。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

畜産総合対策事業費として、補正額7億5,000万円余をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、各地域の畜産関係者で組織する畜産クラスター協議会が計画を立て、その中心的な経営体が行う施設整備に対し補助するものでございます。

続きまして、資料の16ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

畜産クラスター事業費、天草大王輸出・ハラル推進事業費及び「くまもとの牛」海外

進出加速化対策事業費は、国の経済対策に対応した2月補正の予算でございます。

現在、順調に事務を推進しており、8月末には、委託事務契約や交付決定が終了する予定でございます。

下の公社営畜産基地建設事業費は、家畜排せつ物処理施設や牛舎等の建設において、地元との調整に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

既に工事に着工し、9月末には完了する予定でございます。

畜産課は以上でございます。

○久保田農村計画課審議員 農村計画課でございます。

17ページをお願いいたします。

繰り越しの御報告でございます。

農業農村整備推進交付金事業費でございます。これは、市町村等が実施します団体事業に対して、県から上乗せ補助をする分でございます。

昨年度、事業実施市町村の繰り越しがございまして、これに伴いまして県の補助分を繰り越すものでございます。

恐れ入ります。ページ飛ばします。33ページをお願いいたします。

条例の改正でございます。

第14号熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。

内容的には、ここに書いてございます、森林総合研究所、平成27年4月の施行の法律改正に伴いまして、当該総合研究所、独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更になりました。これに伴いまして関係政令の一部が改正されまして、今回、県の条例の一部を改正するものでございます。

農村計画課は以上でございます。

○西森農地整備課長 農地整備課でございます。

す。

繰越明許について御説明します。予算関係資料、18ページから20ページにかけて記載してあります。

20ページを見ていただきますと、全てで11事業で、総額24億4,500万円余を計上しております。いずれも、平成26年度の国の経済対策に係る補正や通常予算の繰り越しとしまして、計画、設計に関する諸条件や用地の関係等でやむなく繰り越しを行うものです。

繰り越しにつきましては、早期発注に努め、年度内に完了いたしますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の21ページ及び22ページをお願いいたします。

繰り越し関係でございますけれども、両ページにありますように、9事業で107件、22ページの最下段にありますように、15億2,000万余を繰り越しております。

理由といたしましては、国の経済対策による補正予算、計画、設計に関する諸条件によるものでございまして、いずれも年度内に完了する予定です。

森林整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○宮田林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の7ページにお戻りをお願いいたします。

補正予算関係です。

上の段の国庫支出金返納金につきましては、780万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載のとおり、過年度の林業構造改善事業で導入された施設の財産処分に伴い

ます国庫への返納金であります。

下の段の過年林道災害復旧費につきましては、114万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載のとおり、市町村が施行します、昨年発生しました林道施設災害の復旧に補助するものでございます。

飛びまして、資料の23ページをお願いいたします。

繰越明許関係です。

一番上の段の木の駅プロジェクト推進事業費ほか、24、25ページにかけての13事業、80カ所、25億357万円余の繰り越しとなっております。

いずれも早期発注に努めまして、年度内に完了する予定であります。

林業振興課は以上です。よろしく申し上げます。

○三原森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

最上段の保安林整備事業から、恐れ入りますが、27ページをお開きください。下から2段目の過年治山災害復旧事業まで、8事業、89カ所、計21億8,000万余を繰り越しております。

理由といたしましては、計画、設計、用地等に不測の日数を要したもので、年度内完了の予定であります。

森林保全課は以上でございます。

○木村水産振興課長 水産振興課でございます。

28ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

1事業につきましては、900万円余の繰り越しをお願いいたしております。

これは、輸出促進並びに国内市場の販路開

拓を行いますくまもとの魚アジア市場ターゲット事業で、国の経済対策に伴う平成26年度2月補正による増額分を繰り越したものでございます。

水産振興課は以上です。

○長井漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の29ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

29ページから32ページにかけてですが、計画に関する諸条件や国の経済対策等により、16事業、29件について繰り越しをお願いしております。32ページに記載しておりますが、繰越額の総額は10億9,525万円余でございます。

いずれも年度内に全て完了する予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を名乗って、着席のまま説明をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 降灰対策の予算が補正で組み立てられておまして、なかなか予測しづらい部分、それから予測に反した部分、それぞれあったと思いますが、これから先は、阿蘇山がこれまでのようなおとなしい山じゃなくて、やっぱり降灰が出る山だということの認識に立って、いろんな施策の組み立てをやっているかなきゃいけないと思っています。

違う場面で1回言ったんですけども、お茶に関しては、菊池のほうに、ちょうどあの噴火した日、4月の終わりだったと思いますけれども、風向きがあって、一番茶のほとん

どがもうだめになってしまいました。菊池のほうはですね。風向きによって、それはもう仕方なかったと思います。

同じ日に、球磨郡のお茶もかなり被害を受けたという話で、風向き逆なのに何でという話をしたら、桜島が噴いて、桜島の降灰が結果として球磨地域のほうに降ったということでありました。

だったら、鹿児島はすごい被害を受けたでしょうという話で、鹿児島の被害状況を調べたら、鹿児島は被害はありませんというわけですね。つまり、降灰対策がきちっとできていた鹿児島と降灰対策ができてなかった熊本の違いが、その日に明確に出てしまったということだと思っています。

ですから、なかなかこれは施設投資というのは難しくて、いつどこに降るかわからないという前提ではありますが、鹿児島の場合は、もう桜島というのは常に噴きっ放しの山ですから、降灰があることが前提でさまざまな施策がとられていて、当然灰はかぶっていても、かぶった灰をきれいに除去して出荷できるということですから、被害にならないということだと思っています。

熊本の場合は、阿蘇山の場合は、多分特異な例だったとは思いますが、いずれにしても、これはいつおさまるかがわからない、誰も多分予測不可能な話でありますから、降灰があることを前提に、最低限の投資はした上できちっと対応していただきたいと思っています。

その際、もう弱り目にたたりに目の状態でお茶の場合は、御承知のとおり、一番茶が1年間の収入の7割以上になる生産なんですね。その一番茶を刈り取る直前に、今から刈り取るぞというときにやられてしまったということで、お茶の農家の皆さん方は、まあ全部じゃないんですけども、被害を受けた農家の方は、相当に厳しい、ことしは収入が7割減って、そして施設投資もしなきゃいけな

いという状態に陥っておりますから、運転資金も含めて、大変厳しい状況にあると思いますので、ぜひその点についてはしっかり対応いただきますようお願いをしておきたいというふうに思っておりますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○久保田農村計画課審議員 農村計画でございます。

今委員から御質問ございました、いわゆる補助事業を念頭に置いた防災への施設整備計画についての御質問というふうに承知をしております。

冒頭、部長のほうから説明もありましたとおり、阿蘇山を対象火山とします防災への施設計画について、5月に国のほうに提出をしました。御案内のとおり、本年度を含む3カ年の計画として提出をしております。

もちろん、被害が10%を超えるというのが前提になりますが、それに備えまして今国に提出をして、今後は、現在蓄積をしております降灰のデータの状況、過去の被害の事例、こういったものを参考にして、対応できるように準備をしまいたいというふうに考えてございますし、6月の中旬に、市町村を対象にした今後の実施に向けた説明会を行ってございまして、今、その辺の要望といいますか、内容的に生産局の各課のほうで調整、国との協議を進めておるところでございます。

それともう1点、桜島につきましても、6月19日に、県南広域本部を対象とした市町村の説明会を行いました。これによって、今後に備えるということで行いまして、今市町村からあるいは団体の意向を踏まえて要望量が上がってきて、今精査を行っているところでございます。

これにつきましても、阿蘇火山に加えまして、桜島を対象火山に追加を前提にして計画を立てて、できるだけ早い時期に国のほうに変更計画という形で提出をしていきたいと、

このように考えてございます。

以上でございます。

○酒瀬川農産課長 農産課でございます。

前川委員言われましたとおり、お茶の一番茶ですね、非常に大きな被害を受けておまして、特に菊池地域では、4割以上が摘採ができなかったというお話も聞いております。

そういうことで、関係課とも連携をしながら、こういう防災への事業、それから単県事業も含めまして、生産者がやる気をなくさないような形で、しっかり茶の経営に取り組みるように頑張っていきたいと思っております。

○白石農林水産政策課長 繰り返しになるかもしれませんが、今前川委員がおっしゃいましたように、今回の教訓を肝に銘じまして、常にそういった危険を予測しながら——今回の6月補正につきましても、ことし1年分の対応ができるような予算組みはさせていただいておりますので、そういった形でしっかり対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○前川収委員 国の防災予算は、たしか補助率5割、50%補助率だと聞いていますので、ぜひ県とそれから当該市町村に御相談をいただきながら——非常に困った状況で、設備投資的なものじゃなくて、もう補填的な話で今やらなきゃならない。収入はないけれども、施設整備はしなきゃいけないというのが今の状態なので、ぜひ補助率の上乗せについて御検討いただきますように、お願ひをしておきたいと思ひます。これはもう答弁は要りません。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○吉永和世委員 畜産クラスター事業って、中心的な経営体というその表現なんですけれども、これは対象は県下全域なんだろうけれども、我々地域は、中心的なというのには該当しないんだろうなというふうに思うんですけれども、該当する地域と該当しない地域というのが多分あるんだろうなというふうに思うんですけれども、その対象とならない地域の方々の——同じようなことをやろうとする場合にですよ。そういった補助の部分というのは、何か別に考えられる部分もあるんでしょうか。

○中村畜産課長 畜産クラスター事業は、県下全域対象にできるものでございます。水俣・芦北地域においても、クラスター協議会ということで、大きな畜産農家から小さな畜産農家まで、みんな協議会に入っていて、その中で必要な施設整備については補助することはできますので、この事業の対象になると考えております。

また、このクラスター事業以外にも、単県事業のほうを準備しておりますので、必要であれば、その事業を充当することができると考えております。

○吉永和世委員 対応できるわけですね。

○中村畜産課長 はい。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○山口裕副委員長 2ページのことについてちょっとお尋ねさせてください。

香港事務所の設置に関する経費ですけれども、これに関連して、実は水産物を中国国内に輸出したいという方が地元いらっしやって、かなり積極的なチャレンジをされている

みたいですが、例えばですけれども、この香港事務所を拠点にして中国国内に入っていく、まあ規制がちょっと厳しいとも聞いた経緯があるんですが、そういったことについても、今後広がりがあるのか。でも、香港を拠点にということでありましてけれども、中国国内とかをどういうふうに捉えておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○荒木流通企画課長 流通企画課でございます。

香港は中国の一部でございますけれども、規制等々が、中国本土とは香港はもうほとんど180度違うぐらい、違っております。中国に直接入れようとする、いろいろな制約がございますので、なかなか入っていかない部分は確かにございますけれども、まずは香港に重点を置いて、そこで将来的な中国へ向けての準備を進めていくということもあわせて考えたいというふうに思っております。

それから、中国に対しましては、全部がだめということではなくて、一部は入っているものもございますので、そういうのも香港事務所でサイド的な支援をしながら、特に水産物につきましても進めていきたいというふうには考えております。

○山口裕副委員長 わかりました。

あと1点ですけれども、降灰対策であります。全部の財源が一般財源からと、単独で頑張っているところなんですけれども、なかなかやはり全国見てみますと、最近、地殻変動が何か、そういった噴火活動とかが全国各地起きているようですけれども、国としては何らか、こういったことに対して、対応しようという動きはないんでしょうか。

○久保田農村計画課審議員 農村計画課でございます。

先ほどお答えしましたとおり、今、国のほうに、補助事業を念頭といいますか、対象としました計画を提出してございます。既に専決で緊急対策ということで単県で取り組んでおりますけれども、今後は、こういう状況を見ながら、特に規模の大きいものについては、できるだけ国庫補助を活用して調整を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第14号について、一括して採決したいと思いますと思いますが、御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号及び第14号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

最後に、その他に入りますが、委員の先生方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長